

第九十八号議案

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（平成十五年東京都条例第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「により、」を「に基づく」に、「事項を」を「事項等について、」に改める。

第八条第二項第二号及び第三号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第九条中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める。

第十条第一項第一号中「かご」を「籠」に改め、同項第二号中「いす」を「椅子」に改め、同項第三号中「こう配」を「勾配」に、「車いす」を「車椅子」に、「平たん」を「平坦」に改め、同項第四号中「かご」を「籠」に改め、同項第五号中「こう配」を「勾配」に、「車いす」を「車椅子」に、「平たん」を「平坦」に改める。

第十一条第二項第二号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第三号中「車いすの」を「車椅子の」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同項第四号中「こう配」を「勾配」に、「車いす」を「車椅子」に、「平たん」を「平坦」に改め、同項第五号中「かご」を「籠」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者が」に改め、同項第七号中「車いすの」を「車椅子の」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に、「こう配」を「勾配」に、「車いすが」を「車椅子が」に、「平たん」を「平坦」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(ホテル又は旅館)

第十一条の二 ホテル又は旅館（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第六項第四号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）第二条第三項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）においては、道等及び車椅子使用者用駐車施設から車椅子使用者用客室以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路のうち一以上を、階段又は段を設けない経路（以下この条において「宿泊者特定経路」という。）にしなければならない。ただし、前条第二項第四号に規定する傾斜路、同項第五号に規定するエレベーター又は同項第六号に規定する昇降機を併設する場合は、この限りでない。

2 ホテル又は旅館の一般客室は、次に掲げるものでなければならない。ただし、和室部分については、この限りでない。

一 一般客室の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

二 一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅は、七十センチメートル以上とすること。

三 一般客室内（同一客室内に複数の階がある場合は、当該一般客室の出入口のある階の部分に限る。）には階段又は段を設けないこと。ただし、次のイからハまでに掲げる場合に応じ、当該イからハまでに定める部分を除く。

イ 同一客室内に複数の階がある場合 当該一般客室の出入口のある階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る階段又は段の部分

ロ 勾配が、十二分の一を超えない傾斜路を併設する場合 当該傾斜路が併設された階段又は段の部分

ハ 浴室等の内側に防水上必要な最低限の高低差を設ける場合 当該高低差の部分

3 建築主等は、前項第二号の規定にかかわらず、ホテル又は旅館の建築をしようとするときは、一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅を七十五センチメートル以上とするよう努めなければならない。

4 知事は、一般客室内の一以上の便所及び一以上の浴室等の出入口の幅が七十五センチメートル以上となるよう、必要な施策の推進に努めなければならない。

5 当該宿泊者特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第一項の規定によることが困難である場合における同

項の規定の適用については、同項中「道等」とあるのは、「当該ホテル又は旅館の車寄せ」とする。

6 宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部が移動等円滑化経路若しくはその一部又は第十条第二項に規定する経路若しくはその一部となる場合にあつては、当該宿泊者特定経路となるべき経路又はその一部については、第一項及び前項の規定は適用しない。

第十二条中「、第六条から前条まで」を「第六条から第十一条まで、前条第一項に規定するホテル又は旅館にあつては第六条から第十条まで及び前条」に改め、同条第二号中「又は共同住宅」を「、共同住宅」に改め、「各住戸」の下に「又は前条第一項に規定するホテル又は旅館の一般客室」を加え、同条第四号中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同条第六号中「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改め、「道等」の下に「又は前条第一項に規定するホテル又は旅館の一般客室」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年九月一日から施行する。ただし、第八条第二項、第九条、第十条第一項、第十一条第二項及び第十二条第四号の改正規定並びに同条第六号の改正規定（「車いす使用者用駐車施設」を「車椅子使用者用駐車施設」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「改正後の条例」という。）
第十一条の二及び第十二条の規定は、この条例の施行後に着手する建築（用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この項において同じ。）及び当該建築をした特別特定建築物の維持について適用し、この条例の施行前に着手した建築及び当該建築をした特別特定建築物の維持については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）附則第四条第五号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、改

正後の条例第十一条の二及び第十二条の規定は適用しない。

（検討）

4 知事は、この条例の施行後三年以内に、改正後の条例の規定の施行状況、高齢者、障害者等の施設の利用状況、国が定めるホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準等国の施策の推進状況その他社会環境の変化を勘案し、当該規定について検討を加え、その結果に基づき、速やかに所要の措置を講ずるものとする。

（提案理由）

ホテル又は旅館において多くの人が利用しやすい客室の整備を図るため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る一般客室に関する基準を定めるほか、規定を整備する必要がある。